平成２２年（フ）第２号
神奈川県座間市入谷３丁目3396番地の２　グリーンビレッジＣ101号
債務者　木村　正蔵
1　決定年月日時　平成22年２月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月13日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第１０号
神奈川県座間市緑ケ丘４丁目18番６号　つくしハイム205号
債務者　冨田宗太郎
1　決定年月日時　平成22年２月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月13日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第４４３号
広島県福山市今津町825番地２、住民票上の住所広島県三原市幸崎町能地222番地14
債務者　神田　　功
1　決定年月日時　平成22年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月16日午後４時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第８９号
東京都福生市熊川524―１サンフローラ101号室、住民票上の住所東京都福生市大字熊川1368番地１株式会社川名産業内
債務者　杉澤　　聡
1　決定年月日時　平成22年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月15日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第３６２３号
横浜市神奈川区片倉４丁目16番11号　ユニテ片倉Ⅱ―102号
債務者　橘　　薫
1　決定年月日時　平成22年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１号
神奈川県座間市栗原中央５丁目１番３―502号　ハイム座間中谷
債務者　金子　千鶴
1　決定年月日時　平成22年２月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月15日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第５号
神奈川県相模原市下溝1197番地５　寺田方
債務者　長屋　茂子
1　決定年月日時　平成22年２月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月15日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第１１号
神奈川県相模原市富士見５丁目６番10―401号
債務者　大塚　弘樹
1　決定年月日時　平成22年２月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月15日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第６５６号
静岡県浜松市南区参野町238番地　ニューヤマジⅡ102
債務者　高橋　　舞
1　決定年月日時　平成22年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月16日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第４４号
静岡県浜松市東区上西町25番地の８
債務者　鈴木　洋子
1　決定年月日時　平成22年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月16日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第４７号
静岡県浜松市中区和合町159番地の63
債務者　西原美香子
1　決定年月日時　平成22年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月16日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第３６号
島根県邑智郡美郷町上川戸153番地１
債務者　藤田　　司
1　決定年月日時　平成22年２月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月19日午後１時10分
松江地方裁判所浜田支部

平成２１年（フ）第１１７号
島根県江津市敬川町3134番地７
債務者　桑原　信行
1　決定年月日時　平成22年２月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月19日午後１時10分
松江地方裁判所浜田支部

平成２１年（フ）第１２６号
島根県浜田市相生町4245番地
債務者　河野　　實
1　決定年月日時　平成22年２月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月19日午後１時10分
松江地方裁判所浜田支部

平成２１年（フ）第１２７号
島根県浜田市相生町4245番地
債務者　河野　昭子
1　決定年月日時　平成22年２月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月19日午後１時10分
松江地方裁判所浜田支部